



1/70～1/80 なら、12000m<sup>3</sup>/s～13000m<sup>3</sup>/s 程度です。

利根川の河川整備計画の立案の前に、治水安全度 1/200 における基本高水流量をできるだけ正しく計算すべきです。そのためには総合確率法を正しく適用すべきです。日本学術会議の河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会において、総合確率法は学術的に裏付けされたとしていますが、一定流量における雨量群の年超過確率の平均値はその雨量の年超過確率に等しいとする前提が間違っていることを見逃しています。

過去の計算法の間違いはできるだけ早く訂正すべきです。間違った過大な基本高水流量に基づいた河川整備計画はいつかどこかで破綻します。

河川整備についてダムに依存するか堤防の強化に依存するかは、主義主張によるものではなく、治水安全度に見合った正しい基本高水流量にも基づいてきちんと費用対便益を計算し手決定することが望ましいと考えます。

以上

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見（その1）

①氏名		■■■■■										
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市									
③電話番号又はメールアドレス		■■■■■ ■■■■■										
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	<input checked="" type="radio"/> 男性・女性								
意見該当箇所		⑥ご意見										
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)										
5章	59頁	<p><b>計画（変更原案）の記述</b></p> <p>5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>(4) 超過洪水対策</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5-8 高規格堤防に係る施行の場所</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">施行の場所</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸川</td> <td>右岸</td> <td>東京都江戸川区北小岩一丁目</td> <td>13.2k付近 超過洪水対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。</p> <p><b>計画（変更原案）に対する意見</b></p> <p><b>「東京都江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。」</b></p> <p>東京都江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防は、江戸川の治水対策として何の意味もなく、47億円の公費を浪費するだけの事業であり、且つ、終の棲家に住み続けることを願う地元住民を強権的な措置で追い出し、人権無視のもとで進められている事業であるので、直ちに中止されなければならない。</p> <p>このように無意味で有害な高規格堤防の事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p>以下、その理由を述べる。</p> <p>1 江戸川の高規格堤防計画の非現実性</p> <p>江戸川下流部の両岸で合わせて22kmの高規格堤防を整備することになっているが、整備済みはたった2km足らずであり、22kmを整備する見通しは全くない。</p> <p>第一に超高額の費用がかかるので、22kmを整備できるはずがない。</p> <p>江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防は堤防長120mで、土地区画整理の事業費を含めた総事業費は47億円で、1メートルあたりの整備費用は約4000万円にもなっている。</p>			河川名	施行の場所		機能の概要	江戸川	右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k付近 超過洪水対策
河川名	施行の場所		機能の概要									
江戸川	右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k付近 超過洪水対策									

5 章	59 頁	<p>比例計算すれば、未整備区間を 20 km とすると、今後 8000 億円程度の費用がかかることになる。</p> <p>利根川・江戸川河川整備計画に基づく利根川・江戸川本川の今後 30 年間の河川整備費用は約 8,600 億円であると、関東地方整備局が説明している。この中には、江戸川の高規格堤防の整備費用は含まれていない。となると、今後 30 年間に利根川・江戸川本川の河川整備費用に匹敵する費用を江戸川下流部に注ぎ込まないと、上記の江戸川の高規格堤防整備は完結しないことになる。そんなことはだれが見ても不可能であり、高規格堤防の整備は実現性がゼロだと言っても過言ではない。</p> <p>第二に、高規格堤防の整備は土地区画整理や都市再開発と一体で行うものであるため、高規格堤防を前提とした土地区画整理・都市再開発について地元住民の同意を得ない限り進めることができない。国交省も土地区画整理・都市再開発のスケジュールに合わせて高規格堤防の整備を進めるので、高規格堤防の整備計画を示すことができないとしており、江戸川の 22 km の整備計画はいつになったら出来上がるのか、見通しが全くないものである。</p> <p>2 北小岩一丁目高規格堤防の「点」の整備は治水対策として全く無意味</p> <p>① 高規格堤防は一定の連続的な整備をしなければ国交省が言う治水効果も出てこないが、上述のとおり、連続的に整備できる見通しは皆無である。北小岩一丁目高規格堤防は「点」の整備にとどまる可能性がきわめて高く、江戸川の治水対策として何の意味も持たない。</p> <p>② 北小岩一丁目地区は周辺と比べて、もともと洪水時に浸水する可能性が非常に小さいところであるので、この地区を優先して、高規格堤防を整備する必要性も皆無である。</p> <p>③ 国交省は北小岩一丁目地区で高規格堤防を整備すれば、その用地を一時的な避難場所として活用できるとしているが、これはナンセンスな説明である。北小岩一丁目の高規格堤防の用地は住宅地になるところであり、災害時とはいえ、一般の人が個人の住宅地の中に入ることはできない。さらに、江戸川が氾濫するような洪水がもし発生した場合、江戸川の近くに住む人たちは洪水に吞まれないよう、江戸川から離れる方向で避難するはずである。わざわざ、江戸川に面する長さわずか 120 m の北小岩一丁目高規格堤防の上に避難しようとする人がいるであろうか。一時的な避難場所として活用できるという国交省の話は机上の空論でしかない。</p> <p>3 地元住民に対する強権的な措置</p> <p>北小岩一丁目地区では高規格堤防と一体の土地区画整備事業を進めるため、江戸川区は、2014 年の夏以降、直接施行（家屋の強制破壊）またはそれに近い強権的な措置を推し進め、終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出した。そのことは新聞、テレビにも大きく報道され、地元住民に対する江戸川区の仕打ちに対して</p>
-----	------	--

5 章	59 頁	<p>非難の声が殺到した。このように人権を無視して強権的に推進されてきている北小岩一丁目の高規格堤防整備は中止されなければならない。</p> <p>4 国交省は、鬼怒川堤防決壊の真の原因を踏まえ、流域住民の生命と財産を守るため、金食い虫の高規格堤防の整備を中止し、安価な堤防強化工法によってすみやかに堤防を強化する河川行政に転換すべきである。</p> <p>今年9月10日に起きた鬼怒川の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。ダム建設等の大規模河川事業の推進を優先し、すみやかに行うべき河川改修を後回しにする偏った河川行政がもたらした決壊であると言っても過言ではない。</p> <p>今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきであるが、堤防の嵩上げや拡幅という通常の河川改修を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるから、何十年という歳月を要する。河川改修が終わるまでの間に今回のような決壊事故が再び起きないとは限らない。</p> <p>水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊であるから、堤防の決壊防止策に力を注ぐべきである。決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐ対策が急務なのである。</p> <p>洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントをまぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法である。堤防1メートル当たりおよそ50～100万円の費用で堤防を強化できるとされている。</p> <p>前述のように国交省が江戸川等で整備しようとしている高規格堤防は堤防1メートル当たり4000万円程度の整備費用がかかるから、それと比べて格段に安い。</p> <p>ところが、国交省は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）は高規格堤防しかないとして、上述の安価な堤防強化工法の導入を拒否している。その理由は土堤原則、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、土以外の異物を堤防に入れてはならないというものである。しかし、堤防の応急強化策として、堤防の法尻に鋼矢板を打つことはよく行われていることであり、土堤原則は理由にならない理由である。</p> <p>安価な堤防強化工法を認めてしまうと、高規格堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国交省は土堤原則を持ち出していると考えざるを得ない。</p> <p>国交省は実現性がなく、金食い虫で、治水効果が期待できない高規格堤防の整備を中止し、流域住民の生命と財産を守るため、安価な堤防強化工法によってすみやかに堤防を強化する河川行政を推進すべきである。</p>
-----	------	--

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見（その2）

①氏名		■■■■■	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市
③電話番号又はメールアドレス		■■■■■ ■■■■■	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにてできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	61～62頁	<p><b>計画（変更原案）の記述</b></p> <p>5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>(2) 霞ヶ浦導水</p> <p>那珂川の茨城県水戸市渡里町地先と霞ヶ浦高浜沖の同県石岡市三村干拓地先と霞ヶ浦土浦沖の同県土浦市湖北地先及び利根川の茨城県稲敷市結佐地先と霞ヶ浦麻生沖の同市上須田地先を連絡し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する。・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><b>計画（変更原案）に対する意見</b></p> <p>「霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。」</p> <p>霞ヶ浦導水事業は那珂川と利根川の漁業に致命的な影響をもたらし、且つ、水質を大きく悪化させる事業であり、更に、事業そのものに必要性がなく、虚構で成り立っている事業であるので、霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p>那珂川、利根川の自然と漁業に大きなダメージを与え、目的が失われた霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されなければならない。</p> <p>以下、その理由を述べる。</p> <p>1 那珂川の漁業への影響</p> <p>1-1 漁獲高日本一を誇るアユへの影響</p> <p>那珂川はアユの漁獲高で日本一を争う河川である。霞ヶ浦導水により、那珂川から大量取水をすることによる最大の懸念は、アユの仔魚（卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生）の吸い込み問題である。仔魚は自力では遊泳することができない。孵化した後は、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べる。仔魚が河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するが、卵黄は4日分しかない。その期間内に河口域に到達しないと、</p>	



5章	61～62 頁	<p>仔魚は餓死することになる。</p> <p>導水事業は、最大で毎秒15m<sup>3</sup>という大量の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死する可能性が十分にある。</p> <p>1-2 三大産地の一つである涸沼シジミへの影響</p> <p>最下流で合流する涸沼川および涸沼は宍道湖（島根）、十三湖（青森）とともに日本のシジミの三大産地の一つである。那珂川の最下流で涸沼川が流入し、涸沼につながっている。涸沼川でヤマトシジミの生産が卓越するのは潮汐によって那珂川の河川水が逆流して適度な塩分が保たれるとともに、涸沼内で生産された有機物が下流のヤマトシジミの漁場に運ばれていることにある。導水事業による那珂川からの大量取水はこのバランスを崩し、ヤマトシジミの生産に大きな影響を与えると予想される。</p> <p>2 外来生物が侵入する危険性</p> <p>那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が異なる。導水事業によって異なる水系間を生物が移動することによって起きる生態汚染が強く危惧される。とりわけ心配されるのは、特定外来生物カワヒバリガイなどの外来生物の分布拡大である。外来生物が漁業や農業、生態系に大きな被害を及ぼすことは周知のとおりであり、外来生物の侵入で、那珂川固有の生物の生息が困難になり、取り返しがつかない事態になることが予想される。</p> <p>国交省は 霞ヶ浦から那珂川への導水にあたり、砂ろ過施設を通水させることにより、ブラックバス等の魚卵を捕捉できるとしているが、それは実験レベルで、目詰まりを起こさずにろ過が継続できた場合であり、実際はそのようにはいかない。何しろ、毎秒11m<sup>3</sup>、1日95万m<sup>3</sup>という大量の水を浄化しなければならない。よほど大きな浄化施設を造らなければ、浄化し続けることは困難である。</p> <p>また、生態汚染は外来魚の魚卵の問題だけではない。那珂川には生息していない様々な生物が霞ヶ浦から持ち込まれることになり、深刻な生態汚染問題を引き起こすことは必至である。</p>
----	------------	---

5章	61～62 頁	<p>3 霞ヶ浦の水を那珂川と利根川に導水することによる水質の悪化。</p> <p>霞ヶ浦は有機物質の汚濁度を示すCODが那珂川のCODの4～5倍もある。このように汚濁度の高い霞ヶ浦の水を清流の那珂川に濁水時に導水すれば、那珂川の魚介類に多大な影響を与えることは確実である。</p> <p>霞ヶ浦から那珂川への最大導水量は毎秒11m<sup>3</sup>もある。濁水時の那珂川の流量は毎秒20m<sup>3</sup>またはそれ以下であるから、導水量はかなりの割合を占め、那珂川の水質環境が大きく変わることになる。</p> <p>そして、霞ヶ浦からの導水が那珂川の水とすぐに混ざるとは限らない。水温が相対的に高い霞ヶ浦からの導水は密度差で表層部を流れるから、那珂川の魚介類は有機物質の汚濁度が4～5倍もある水に遭遇することになり、確実に大きなダメージを受ける。</p> <p>霞ヶ浦導水事業のうち、霞ヶ浦と利根川を結ぶ利根導水路が1994年3月に完成して20年経つにもかかわらず、ほとんど使われずに開かずの水路になっているのは、霞ヶ浦の水を利根川に導水すれば、1995年9月の試験通水で起きたシジミの大量死が再び起きることが懸念されているからである。</p> <p>利根川のCODに対して霞ヶ浦のCODは2～3倍ある。霞ヶ浦からの導水による水質悪化によって、利根川でシジミの大量死が起きたのであって、それを繰り返してはならない。</p> <p>そして、利根川よりきれいな那珂川に霞ヶ浦の水を導水すれば、利根川以上に深刻な事態になることが予想される。</p> <p>4 導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構</p> <p>霞ヶ浦の汚濁の機構を踏まえれば、利根川と那珂川から霞ヶ浦に導水しても、霞ヶ浦の水質は改善されない。霞ヶ浦は有機汚濁物質による汚濁がひどく進行しているが、その主因は外からの有機汚濁物質の流入による一次汚濁ではなく、富栄養化で植物性プランクトン（浮遊性藻類）が異常増殖することによる二次汚濁である。</p> <p>富栄養化の栄養塩類である窒素とりんの濃度は環境基準の3～4倍もあるから、その濃度を大幅に下げない限り、霞ヶ浦の汚濁状況は改善されない。</p> <p>利根川と那珂川から導水しても、窒素とりんの濃度の低下にほとんど寄与しないので、霞ヶ浦の水質が改善されるはずがなく、導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構である。</p> <p>国交省の計算でも、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦のCODの低下はわずか平均で0.8mg/Lに過ぎない。霞ヶ浦のCODは6～10mg/Lの間を変動しており、国交省の計算による改善効果は水質変動の範囲内にとどまっているから、霞ヶ浦の水質が改善されることはない。</p> <p>5 時代錯誤の水源開発</p> <p>霞ヶ浦導水事業は毎秒9.026m<sup>3</sup>の水源を開発して、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県の水道、工業用水道に供給することになっている。しかし、いずれの利水予定者も水需要は増加傾向がなくなり、多くは減少傾向が続いており、新規の水源開発は今や無用のものになっている。</p>
----	------------	--



5章	61～62 頁	<p>5-1 利根川流域</p> <p>利根川流域6都県の水道の一日最大給水量の動向を見ると、1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万<math>\text{m}^3</math>/日も減少した。この減少傾向は一人あたりの水量が減ってきたことによるものである。</p> <p>利根川流域6都県は節水型機器の普及などによって今後も一人あたりの給水量が減っていき、一方で人口も近い将来は減少傾向になるので、過去20年間続いてきた一日最大給水量の減少傾向は今後も続き、人口の減少によってその傾向に拍車がかかることは確実である。</p> <p>利根川流域では水道用水だけではなく、工業用水も減り続けている。1991年以降の減少量を見ると、約80万<math>\text{m}^3</math>/日も減っている。水道用水の減少量も合わせた減少量は約280万<math>\text{m}^3</math>/日にもなる。</p> <p>このように利根川流域では、水道用水も工業用水も減り続けてきており、水需要が増えるから水源開発が必要だという話は遠い昔のことになっており、霞ヶ浦導水事業による新規水源の開発は今や無用のものになっている。</p> <p>5-2 那珂川流域</p> <p>那珂川から取水している茨城県の県中央広域水道と那珂川系・県営工業用水道も水需要の増加がストップしている。ただし、既得水源がもともと少ないので、合わせて約0.4<math>\text{m}^3</math>/秒の水源が不足し、それを霞ヶ浦導水事業の暫定水利権に依存している。しかし、この不足水量は那珂川の流況からすれば、微々たるものである。その取水を認めても何の問題もない。</p> <p>那珂川の渇水は2001年まで数年に一度の頻度で起きることがあったが、いずれも5月連休の短い期間に限られており、田植え時の一斉取水で引き起こされたものである。最近の減反で起きにくくなっている。さらに、県営の水道・工業用水道の取水地点の上流では使用後の農業用水の還流によって流量が十分に回復しており、那珂川は水利用の面で余裕のある河川である。</p> <p>したがって、那珂川において県中央広域水道と県中央広域工業用水道が必要としているわずかな不足水源の取水を認めることに何の支障もなく、那珂川においても霞ヶ浦導水事業による新規水源開発は不要である。</p> <p>6 まとめ</p> <p>以上のとおり、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦の浄化は虚構であり、また、新規の水源開発は水需要が縮小していく時代において必要性を喪失している。</p> <p>そして、霞ヶ浦導水は那珂川、利根川の水質を悪化させ、生態系にも多大な影響を及ぼし、漁業に対して大きなダメージを与えるものになる。</p> <p>百害あって一利なしの霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置づけてはならない。</p>
----	------------	---

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]							
②住所		(都道府県名) 栃木県	(市区町村名) 鹿沼市						
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]							
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性						
意見該当箇所		⑥ご意見							
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)							
5	59	<p>意見提出者の性別を記入させる意味はないと思う。</p> <p><b>計画（変更原案）の記述</b></p> <p>5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>(4) 超過洪水対策</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5-8 高規格堤防に係る施行の場所</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 45%;">施行の場所</th> <th style="width: 20%;">機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸川 右岸</td> <td>東京都江戸川区北小岩一丁目</td> <td>13.2k 付近 超過洪水対策</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。</p> <p><b>計画（変更原案）に対する意見</b></p> <p><b>(1) 超過洪水対策として高規格堤防しか考えないのはおかしい</b></p> <p>ア 高規格堤防の有効性に疑問 高規格堤防が超過洪水対策として有効かどうか実証されているのか疑問である。</p> <p>イ 対象区間以外の区間を放置する方針の妥当性に疑問 高規格堤防が超過洪水対策として有効だとしても、高規格堤防の整備区間は、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に限られる。 予算が有限である以上、それ以外の区間では、超過洪水が発生して死者が出て家が流失しても、国民には不運だったとあきらめてもらうしかないという方針が妥当とは思えない。</p> <p>ウ 高規格堤防の整備を中止し、安価な堤防強化工法を採用すべきである 国は、鬼怒川堤防決壊の真の原因を踏まえ、流域住民の生命と財産を守るため、金食い虫の高規格堤防の整備を中止し、安価な堤防強化工法によって速やかに堤防を強化する河川行政に転換するべきである。</p> <p>エ ダムとスーパー堤防を優先させてきた河川行政を改めるべきだ 2015年9月10日に起きた鬼怒川の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足</p>		河川名	施行の場所	機能の概要	江戸川 右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k 付近 超過洪水対策
河川名	施行の場所	機能の概要							
江戸川 右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k 付近 超過洪水対策							

していて氾濫の危険性がある箇所での決壊事故であった。ダム建設等の大規模河川事業の推進を優先し、河川改修を後回しにする偏った河川行政がもたらした決壊である。

オ 安価な堤防強化技術は開発されている

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントを混ぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法である。堤防1メートル当たりおよそ50～100万円の費用で堤防を強化できるとされている。

カ 土堤原則は恣意的に運用されている

国は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）は高規格堤防しかないとして、安価な堤防強化工法の導入を拒否している。その理由は土堤原則、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、土以外の異物を堤防に入れてはならないというものである（河川管理施設等構造令第19条本文）。同条はただし書で例外を認めているが、国は、その例外を極めて恣意的かつ限定的にしか認めない。

キ 国が安価な堤防強化工法を採用しない理由はダムと高規格堤防を推進するためである

安価な堤防強化工法を認めてしまうと、ダムと高規格堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国は土堤原則を持ち出していると考えざるを得ない。このことは、2001年に熊本県民が「八代市萩原地区でフロンティア堤防計画を実施すれば、川辺川ダムは不要」と指摘したとたんに、国はフロンティア堤防計画をなかったことにしてしまったことから、明らかである。

## **(2) 東京都江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない**

有害無益な高規格堤防の事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。

ア 江戸川の高規格堤防計画の非現実性

江戸川下流部の両岸で合わせて22kmの高規格堤防を整備することになっているが、整備済みはたった2km足らずであり、22kmを整備する見通しは全くない。

(ア) 費用が高額すぎる

高規格堤防の整備には超高額の費用がかかるので、22kmを整備できるはずがない。

江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防は堤防長120mで、土地区画整理の事業費を含めた総事業費は47億円であり、1メートルあたりの整備費用は約4000万円にもなっている。

比例計算すれば、未整備区間を20kmとすると、今後8000億円程度の費用がかかることになる。

利根川・江戸川河川整備計画に基づく利根川・江戸川本川の今後30年間の河川整備費用は約8,600億円であると、関東地方整備局が説明している。この中には、

	<p>江戸川の高規格堤防の整備費用は含まれていない。となると、今後 30 年間に利根川・江戸川本川の河川整備費用に匹敵する費用を江戸川下流部に注ぎ込まないと、上記の江戸川の高規格堤防整備は完結しないことになる。そんなことはだれが見ても不可能であり、高規格堤防の整備は実現性がゼロだと言っても過言ではない。</p> <p>(イ) 土地区画整理事業等と一体でしか進められない</p> <p>高規格堤防の整備は土地区画整理や都市再開発と一体で行うものであるため、高規格堤防を前提とした土地区画整理・都市再開発について地元住民の同意を得ない限り進めることができない。国交省も土地区画整理・都市再開発のスケジュールに合わせて高規格堤防の整備を進めるので、高規格堤防の整備計画を示すことができないとしており、江戸川の 22 km の整備計画はいつになったら出来上がるのか、見通しが全くないものである。</p> <p>イ 北小岩一丁目高規格堤防の「点」の整備は治水対策として全く無意味</p> <p>(ア) 高規格堤防は一定の連続的な整備をしなければ国が言う治水効果も出てこないが、上記のとおり、連続的に整備できる見通しは皆無である。北小岩一丁目高規格堤防は「点」の整備にとどまる可能性が極めて高く、江戸川の治水対策として何の意味も持たない。</p> <p>(イ) 北小岩一丁目地区は周辺と比べて、もともと洪水時に浸水する可能性が非常に小さいところであるので、この地区を優先して、高規格堤防を整備する必要性も皆無である。</p> <p>(ウ) 国は北小岩一丁目地区で高規格堤防を整備すれば、その用地を一時的な避難場所として活用できるとしているが、ナンセンスな説明である。北小岩一丁目の高規格堤防の用地は住宅地になるところであり、災害時とはいえ、一般の人が個人の住宅地の中に入ることにはできない。さらに、江戸川が氾濫するような洪水がもし発生した場合、江戸川の近くに住む人たちは洪水に吞まれないよう、江戸川から離れる方向で避難するはずである。わざわざ、江戸川に面する長さわずか 120m の北小岩一丁目高規格堤防を目指して、川に向かって避難しようとする人がいるはずがない。</p> <p>ウ 高規格堤防の整備は人権侵害である</p> <p>北小岩一丁目地区では高規格堤防と一体の土地区画整理事業を進めるため、江戸川区は、2014 年の夏以降、直接施行（家屋の強制破壊）又はそれに近い強権的な措置を推し進め、終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出した。そのことは新聞、テレビにも大きく報道され、地元住民に対する江戸川区の仕打ちに対して非難の声が殺到した。このように人権を無視して強権的に推進されてきている北小岩一丁目の高規格堤防整備は中止されなければならない。</p>
--	--

5	61～62	<p><b>計画（変更原案）の記述</b></p> <p>5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>(2) 霞ヶ浦導水</p> <p>那珂川の茨城県水戸市渡里町地先と霞ヶ浦高浜沖の同県石岡市三村干拓地先と霞ヶ浦土浦沖の同県土浦市湖北地先及び利根川の茨城県稲敷市結佐地先と霞ヶ浦麻生沖の同市上須田地先を連絡し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する。</p> <p><b>計画（変更原案）に対する意見</b></p> <p>霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p>霞ヶ浦導水事業は、目的がすべて虚構である上に、生態系を破壊し、那珂川の漁業に致命的な影響をもたらし、かつ、水質を大きく悪化させる有害無益な事業であるので、霞ヶ浦導水事業を利根川水系霞ヶ浦河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p>以下にその理由を記す。</p> <p>1 霞ヶ浦の水質浄化は虚構である</p> <p>(1) 河川水が清浄とは言えない</p> <p>霞ヶ浦のCODは、利根川と那珂川よりも低く、CODにのみ着目すれば、両河川からの導水で霞ヶ浦の浄化が可能であるように見える。</p> <p>しかし、全窒素は両河川の方が霞ヶ浦よりも高く、全りんは利根川が霞ヶ浦よりも高い。</p> <p>また、アオコの増殖に最も適した硝酸態窒素は、那珂川が霞ヶ浦より6倍高い。</p> <p>□ したがって、両河川から霞ヶ浦に導水しても、霞ヶ浦の水質が浄化されることはなく、かえってアオコによる被害が増える可能性がある。</p> <p>(2) 国の試算でもCODの年間平均値を0.8mg/L低下させる程度の効果しかない</p> <p>霞ヶ浦導水事業の効果に関する国の試算でも、霞ヶ浦のCODの年間平均値を0.8mg/L低下させる程度の効果しかないことを認めており、CODが6～10mg/Lの間を変動している霞ヶ浦では、計測誤差の範囲程度の効果しかないことになり、巨額の子算を使う意味がない。</p> <p>(3) 有識者や会計検査院も浄化の効果を確認していない</p> <p>浄化の効果が小さいことは、前田修氏（元・茨城県霞ヶ浦環境科学センター長）が「湖水回転率の改善はたかが知れている。目に見える形で水質を改善することはできない」と証言しているほか、会計検査院も効果に疑問を呈している。</p> <p>1975年～2010年に霞ヶ浦浄化のために、浄化の効果が確実にあると見込まれた</p>



下水道や浄化槽の整備を中心に約 1.28 兆円の事業費が投じられたが、浄化の効果は上がっていない。浄化の効果に疑問のある事業を実施するべきではない。

## 2 新規水源の確保は虚構である

### (1) 水余りの時代に新規水源確保は時代錯誤

人口減少と節水型水機器の普及により全国どこでも水余りの状態になっており、新規に水源開発を行うことは時代錯誤であり認められない。

### (2) 全国では 19 年間で 2500 万人分の水道給水量が減った

全国の水道の 1 日最大給水量の推移を見ると、1994 年度には 5852 万 m<sup>3</sup>/日であったが、2013 年度には 4846 万 m<sup>3</sup>/日へと減少している。19 年間で 1006 万 m<sup>3</sup>/日の減少は、1 人 1 日最大給水量を 400L/人・日と仮定すると、2515 万人分の給水量が減ったということである。

### (3) 利根川 6 都県では 21 年間で 580 万人分の水道給水量が減った

利根川流域 6 都県の水道の 1 日最大給水量の推移を見ても、1992 年度には 1418 万 m<sup>3</sup>/日であったが、2013 年度には 1186 万 m<sup>3</sup>/日へと減少している。21 年間で 232 万 m<sup>3</sup>/日の減少は、1 人 1 日最大給水量を 400L/人・日と仮定すると、580 万人分の給水量が減ったということである。

### (4) 工業用水も 21 年間で 84 万 m<sup>3</sup>/日減った

利根川流域 6 都県の工業用水も同期間に 84 万 m<sup>3</sup>/日も減少している。

### (5) 今後の水源開発は不要

今後も利根川流域の水需要の減少傾向が続くことが確実に見込まれるので、新規の水源開発は不要である。

渇水年に備えるとしても、余った水源で対応が可能である。

### (6) そもそも水資源開発促進法を適用する余地はない

そもそも水資源開発促進法を根拠とする水資源開発基本計画に霞ヶ浦導水事業が位置付けられていることが違法である。水資源開発促進法は、その立法事実が消失しているのであり、同法を適用する余地はない。

### (7) 暫定水利権は歪んだ水利権行政をただすことで解消できる

那珂川から取水している茨城県の県中央広域水道と那珂川系・県営工業用水道も水需要の増加が止まっている。ただし、既得水源がもともと少ないので、合わせて約 0.4m<sup>3</sup>/秒の水源が不足し、それを霞ヶ浦導水事業の暫定水利権に依存している。しかし、この不足水量は那珂川の流況からすれば、微々たるものであるもので、その取水を認めても何の問題もない。

### (8) 水源開発の所管官庁と水利権許可の所管官庁が同一であるという歪んだ仕組みを変えるべきである

それにもかかわらず、国土交通省が暫定水利権しか認めないのは、国土交通省が水利権に関する権限を、水源開発事業を推進するための道具としているからとしか考えられない。国が、水利権許可行政が適正に執行されていると主張するならば、水源開発の所管官庁と水利権許可の所管官庁が同一であるという現状を変えるべきである。

### 3 流水の正常な機能の維持と増進も虚構である

霞ヶ浦導水事業における「流水の正常な機能の維持と増進」とは、霞ヶ浦を媒介して利根川と那珂川の水を移動させて、流況を調整することであるが、霞ヶ浦の水を利根川に送水することは漁業被害を考慮すれば現実的に不可能であることは、利根導水路が20年間も利用されていないことから証明されている。したがって、霞ヶ浦から那珂川への送水も現実的に不可能である。そして、両河川からの霞ヶ浦への送水もかえって水質悪化を招くおそれがあり不可能である。

したがって、両河川と霞ヶ浦の間で水を融通することが現実的に不可能である以上、流況調整による「流水の正常な機能の維持と増進」も虚構である。

水の融通が現実的に不可能である理由は、次のとおりである。

#### (1) アユへの影響

霞ヶ浦導水事業は、最大で毎秒15m<sup>3</sup>という大量の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死したりする可能性が十分にある。

#### (2) ヤマトシジミへの影響

那珂川の最下流で涸沼川が流入し、涸沼につながっている。涸沼川でヤマトシジミの生産が卓越するのは潮汐によって那珂川の河川水が逆流して適度な塩分が保たれるとともに、涸沼内で生産された有機物が下流のヤマトシジミの漁場に運ばれていることにある。導水事業による那珂川からの大量取水はこのバランスを崩し、ヤマトシジミの生産に大きな影響を与えると予想される。

#### (3) 外来生物が侵入する危険性

那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が異なる。導水事業によって異なる水系間を生物が移動することによって起きる生態汚染が強く危惧される。とりわけ心配されるのは、特定外来生物カワヒバリガイなどの外来生物の分布拡大である。外来生物が漁業や農業、生態系に大きな被害を及ぼすことは周知のとおりであり、外来生物の侵入で、那珂川固有の生物の生息が困難になり、取り返しがつかない事態になることが予想される。

### 4 まとめ

霞ヶ浦導水事業は、水質浄化、新規水源の確保及び流水の正常な機能の維持と増進という目的が全て虚構であるのみならず、利根川と那珂川の水質悪化及び霞ヶ浦の更なる水質悪化、生態系の破壊並びに漁業被害といった災厄をもたらす有害無益な事業であり、そのことの一部は利根導水路の利用不能で証明済みであり、直ちに中止されなければならない。

したがって、このような有害無益な霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に対する意見

(意見提出様式)

0004

① 氏名		[REDACTED]						
② 住所		(都府県名) 東京都	(市区町村名) 松戸市					
③ 電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]						
④ 年代		60歳以上	⑤ 性別 女性					
意見該当箇所		⑥ ご意見						
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)						
5章	58頁	<p>⑥-1 (変更原案)の記述</p> <p>⑥-2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>⑥-3 洪水対策</p> <p>表 5-8 高規格堤防に係る施行の場所</p> <table border="1"> <tr> <td>川</td> <td>右岸</td> <td>東京都江戸川区北小岩一丁目</td> <td>13号地区</td> <td>高規格堤防</td> </tr> </table> <p>後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行する可能性がある。</p> <p>⑥-4 (変更原案)に対する意見</p> <p>「江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)だけでは不十分と考える」</p> <p>東京都江戸川区北小岩一丁目18号地区の高規格堤防は、江戸川の洪水を防ぐために、無意味な膨大な税金を浪費して、子孫に負債を負すだけの事業である。この事業を進めようとして生計が破綻しようとしてきた地元住民を強制的に追い出し、重大な人権侵害を犯している事業なので、今すぐに中止すべきである。</p> <p>また、膨大な税金を浪費する高規格堤防の事業は、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に盛り込まれるはずもない。</p> <p>江戸川の高規格堤防計画は、膨大な費用がかかるだけでなく、長い年月が必要で実現の見込みのない非現実的な計画である。</p> <p>江戸川下流部の両岸で合わせて22kmの高規格堤防を整備することになっているが、整備が完了した時点で2km不足であり、大変高価な費用がかかる22km全部を整備できる見通しが立たない。</p> <p>また、江戸川河川整備計画に基づく利根川・江戸川本川の今後30年間の河川整備費用</p>		川	右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13号地区	高規格堤防
川	右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13号地区	高規格堤防				



(提出様式)

5章

約費は約850億円であるとのことだが、この中には、江戸川の高度格堤防の整備費用は含まれていない。今後30年間に利根川・江戸川本川の河川整備費に匹敵する費用を江戸川下流に注ぎ込まないと、江戸川の高度格堤防整備は完結しないことになる。それは不可能で現実生じ得ない。

ところが、今回の鬼怒川決壊でわかったように、堤防の工事のなかで、格堤にエネルギー費用を割かないと、10年に一度の降雨でさえ周辺の住民の安全を脅かすことになる。

この高度格堤防は、地元住民の同意を得ない押し進められることができない。土地区画整理や市営開発と一体で行うものなので、いつになったら出来上がるのか、何処にも全く見当らないもので、河川整備の柱に立つとは思えない。

河川整備計画は本来、住民を守るために行われるものなのに、本県第一高度格堤防が、重大な人権侵害の上に立つて計画され、強引に実行されるような計画はそもそもあり得ない。

第一町民15年に長年住んで地味を支え、支えられてきた住民は、本来の経験のないからにはかわらず、高度格堤防の建設のために、立ち退かざるを得ない。土地を没収された。長年住み慣れた土地を追い出され、何年後かにまた元の場所に戻ってくるなどという高度格堤防計画は、考えられないほど人権侵害なものだ。しかも、一帯は水かさ、また斜めに盛り土された同じ土地に建てた家も、崩壊しようとする。それも、盛り土のために、近くを通るJR常陸線の電車が、デシベルのデシベル、日中夜間の騒音被害まで受けることになるというのだ。

本来、人権侵害のために、この地に長く住んでいた高齢のご家族は、土地を没収されて、精神的苦痛に加え、病院通いを余儀なくされ、生きる気力も尽きそうなるリスクを受けなければならない。

この地帯から、高度成長の時代を通して、地域にまじり、社会の役割を担ってきた先賢に対して、やっと訪れた穏やかな秋の日々をこの土地で暮らすことができないのか。

この地が洪水多発地区で、流域住民の安全のために、堤防の工事は必要だが、それだけでは足りない。立ち退いても、質の悪化する高度格堤防が出来るだけで、江戸川下流に建設に立たないことが何故に地帯と堤防なのか。

第一町民は周辺と比べて、もともと洪水時に浸水する可能性が非常に高いところなので、この地区を優先して、高度格堤防を整備するの責任はない。

ところが、国は財政が膨大な赤字を抱えている。借金も膨大な。この高度格堤防の計画は、いつまでも、前に進められない。基本的な人権侵害の対応の遅延もあって、この高度格堤防計画は即刻中止にすべき事案であり、利根川水害、利根川整備計画の加えるべき事項であるものである。



差出人: [REDACTED]  
 送信日時: 2015年11月11日水曜日 6:22  
 宛先: ktr-toneedo-plan@ktr.mlit.go.jp  
 件名: 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)」に対する意見

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 北区	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	50代	⑤性別	女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	61～62 頁	<p><b>計画（変更原案）の記述</b></p> <p>5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>(2) 霞ヶ浦導水</p> <p>那珂川の茨城県水戸市渡里町地先と霞ヶ浦高浜沖の同県石岡市三村干拓地先と霞ヶ浦土浦沖の同県土浦市湖北地先及び利根川の茨城県稲敷市結佐地先と霞ヶ浦麻生沖の同市上須田地先を連絡し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する。……………</p> <p><b>計画（変更原案）に対する意見</b></p> <p><b>「霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。」</b></p> <p>霞ヶ浦導水事業は那珂川と利根川の漁業に致命的な影響をもたらし、且つ、水質を大きく悪化させる事業であり、更に、事業そのものに必要性がなく、虚構で成り立っている事業であるので、霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p><u>那珂川、利根川の自然と漁業に大きなダメージを与え、目的が失われた霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されなければならない。</u></p> <p>以下、その理由を述べる。</p> <p>1 那珂川の漁業への影響</p> <p>1-1 漁獲高日本一を誇るアユへの影響</p> <p><u>那珂川はアユの漁獲高で日本一を争う河川である。霞ヶ浦導水により、那珂川から大量取</u></p>	
5章	61～62		



頁	<p>水をすることによる最大の懸念は、アユの仔魚（卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生）の吸い込み問題である。仔魚は自力では遊泳することができない。孵化した後は、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べる。仔魚が河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するが、卵黄は4日分しかない。その期間内に河口域に到達しないと、仔魚は餓死することになる。</p> <p>導水事業は、最大で毎秒15m<sup>3</sup>という大量の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死する可能性が十分にある。</p> <p>1-2 三大産地の一つである涸沼シジミへの影響</p> <p>最下流で合流する涸沼川および涸沼は宍道湖（島根）、十三湖（青森）とともに日本のシジミの三大産地の一つである。那珂川の下流で涸沼川が流入し、涸沼につながっている。涸沼川でヤマトシジミの生産が卓越するのは潮汐によって那珂川の河川水が逆流して適度な塩分が保たれるとともに、涸沼内で生産された有機物が下流のヤマトシジミの漁場に運ばれていることにある。導水事業による那珂川からの大量取水はこのバランスを崩し、ヤマトシジミの生産に大きな影響を与えると予想される。</p> <p>2 外来生物が侵入する危険性</p> <p>那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が異なる。導水事業によって異なる水系間を生物が移動することによって起きる生態汚染が強く危惧される。とりわけ心配されるのは、特定外来生物カワヒバリガイなどの外来生物の分布拡大である。外来生物が漁業や農業、生態系に大きな被害を及ぼすことは周知のとおりであり、外来生物の侵入で、那珂川固有の生物の生息が困難になり、取り返しがつかない事態になることが予想される。</p> <p>国交省は霞ヶ浦から那珂川への導水にあたり、砂ろ過施設を通水させることにより、ブラックバス等の魚卵を捕捉できるとしているが、それは実験レベルで、目詰まりを起こさずにろ過が継続できた場合であり、実際はそのようにはいかない。</p> <p>何しろ、毎秒11m<sup>3</sup>、1日95万m<sup>3</sup>という大量の水を浄化しなければならない。よほど大きな浄化施設を造らなければ、浄化し続けることは困難である。</p> <p>また、生態汚染は外来魚の魚卵の問題だけではない。那珂川には生息していない様々な生物が霞ヶ浦から持ち込まれることになり、深刻な生態汚染問題を引き起こすことは必至である。</p>
---	--

5章	61～62 頁	<p>3 霞ヶ浦の水を那珂川と利根川に導水することによる水質の悪化。</p> <p>霞ヶ浦は有機物質の汚濁度を示すCODが那珂川のCODの4～5倍もある。このように汚濁度の高い霞ヶ浦の水を清流の那珂川に濁水時に導水すれば、那珂川の魚介類に多大な影響を与えることは確実である。</p> <p>霞ヶ浦から那珂川への最大導水量は毎秒1.1m<sup>3</sup>もある。濁水時の那珂川の流量は毎秒2.0m<sup>3</sup>またはそれ以下であるから、導水量はかなりの割合を占め、那珂川の水質環境が大きく変わることになる。</p> <p>そして、霞ヶ浦からの導水が那珂川の水とすぐに混ざるとは限らない。水温が相対的に高い霞ヶ浦からの導水は密度差で表層部を流れるから、那珂川の魚介類は有機物質の汚濁度が4～5倍もある水に遭遇することになり、確実に大きなダメージを受ける。</p> <p>霞ヶ浦導水事業のうち、霞ヶ浦と利根川を結ぶ利根導水路が1994年3月に完成して20年経つにもかかわらず、ほとんど使われずに開かずの水路になっているのは、霞ヶ浦の水を利根川に導水すれば、1995年9月の試験通水で起きたシジミの大量死が再び起きることが懸念されているからである。</p> <p><u>利根川のCODに対して霞ヶ浦のCODは2～3倍ある。霞ヶ浦からの導水による水質悪化によって、利根川でシジミの大量死が起きたのであって、それを繰り返してはならない。</u></p> <p><u>そして、利根川よりきれいな那珂川に霞ヶ浦の水を導水すれば、利根川以上に深刻な事態になることが予想される。</u></p> <p>4 導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構</p> <p>霞ヶ浦の汚濁の機構を踏まえれば、利根川と那珂川から霞ヶ浦に導水しても、霞ヶ浦の水質は改善されない。霞ヶ浦は有機汚濁物質による汚濁がひどく進行しているが、その主因は外からの有機汚濁物質の流入による一次汚濁ではなく、<u>富栄養化で植物性プランクトン（浮遊性藻類）が異常増殖することによる二次汚濁である。</u></p> <p>富栄養化の栄養塩類である窒素とリンの濃度は環境基準の3～4倍もあるから、その濃度を大幅に下げない限り、霞ヶ浦の汚濁状況は改善されない。</p> <p>利根川と那珂川から導水しても、窒素とリンの濃度の低下にほとんど寄与しないので、霞ヶ浦の水質が改善されるはずがなく、導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構である。</p> <p><u>国交省の計算でも、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦のCODの低下はわずかに平均で0.8mg/Lに過ぎない。霞ヶ浦のCODは6～10mg/Lの間を変動しており、国交省の計算による改善効果は水質変動の範囲内にとどまっているから、霞ヶ浦の水質が改善されることはない。</u></p>
5章	61～62 頁	<p>5 時代錯誤の水源開発</p> <p>霞ヶ浦導水事業は毎秒9.026m<sup>3</sup>の水源を開発して、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県の水道、工業用水道に供給することになっている。しかし、<u>いずれの利水予定者も水需要は増加傾向がなくなり、多くは減少傾向が続いており、新規の水源開発は今や無用のものになっている。</u></p> <p>5-1 利根川流域</p> <p>利根川流域6都県の水道の一日最大給水量の動向を見ると、1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万m<sup>3</sup>/日も減少した。この減少傾向は一人あたりの水量が減ってきたことによるものである。</p>

利根川流域 6 都県は節水型機器の普及などによって今後も一人あたりの給水量が減っていき、一方で人口も近い将来は減少傾向になるので、過去 20 年間続いてきた一日最大給水量の減少傾向は今後も続き、人口の減少によってその傾向に拍車がかかることは確実である。

利根川流域では水道用水だけではなく、工業用水も減り続けている。1991 年以降の減少量を見ると、約 80 万 m<sup>3</sup>/日も減っている。水道用水の減少量も合わせた減少量は約 280 万 m<sup>3</sup>/日にもなる。

このように利根川流域では、水道用水も工業用水も減り続けてきており、水需要が増えるから水源開発が必要だという話は遠い昔のことになっており、霞ヶ浦導水事業による新規水源の開発は今や無用のものになっている。

#### 5-2 那珂川流域

那珂川から取水している茨城県の県中央広域水道と那珂川系・県営工業用水道も水需要の増加がストップしている。ただし、既得水源がもともと少ないので、合わせて約 0.4 m<sup>3</sup>/秒の水源地が不足し、それを霞ヶ浦導水事業の暫定水利権に依存している。しかし、この不足水量は那珂川の流況からすれば、微々たるものであるため、その取水を認めても何の問題もない。

那珂川の渇水は 2001 年まで数年に一度の頻度で起きることがあったが、いずれも 5 月連休の短い期間に限られており、田植え時の一斉取水で引き起こされたものであるため、最近の減反で起きにくくなっている。さらに、県営の水道・工業用水道の取水地点の上流では使用後の農業用水の還流によって流量が十分に回復しており、那珂川は水利用の面で余裕のある河川である。

したがって、那珂川において県中央広域水道と県中央広域工業用水道が必要としているわずかな不足水源の取水を認めることに何の支障もなく、那珂川においても霞ヶ浦導水事業による新規水源開発は不要である。

#### 6 まとめ

以上のとおり、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦の浄化は虚構であり、また、新規の水源地開発は水需要が縮小していく時代において必要性を喪失している。

そして、霞ヶ浦導水は那珂川、利根川の水質を悪化させ、生態系にも多大な影響を及ぼし、漁業に対して大きなダメージを与えるものになる。

百害あって一利なしの霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置づけてはならない。

とともに、赤字国債残高を助長し人口減少の次世代に、そのつけを減らすべき時は既に到来している。過去の高度成長時と同様の考え方、赤字公共事業が経済の起爆剤になるという考えは既に、その成果が現れておらず、将来に重いつけを残すばかりである。日本の国債が世界的に暴落したら、日本は潰れてしまう。現在の公共事業の経済刺激は地元に限られ、日本全域からみたら貿易赤字も続いている中で、公共事業は縮小しなければならない時期が到来している。永遠に続くはずの河川での漁業がこの事業で衰退してしまうの事は、一過性の公共事業で潤うことより地元経済にとって大きな負債になる。計画は絶対中止すべきである。河川生態系にやさしい計画策定に変換を求められている時期がきたことは、昨今の水循環法の精神からも明らかである。

早急に古い計画の見直しにかかることこそが河川行政の大きな使命でありそれを怠ることこそ

が、公務員としての使命を果たしていないということになる。このような計画を推進することこそ、将来の公共事業の汚名になる。公共事業が生まれ変わるきっかけをこの利根川水系利根川・江戸川河川整備計画でつくってほしい。持続可能な農林水産業経済を図る、河川自然生態系を重視した計画（芦原を残したり、汽水域を保全、下水道からの汚濁を減らす方策を地元とともに考える）に変更するべきである。

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

① 氏名	■■■■■										
② 住所	(都道府県名) 千葉県	(市区町村名) 八千代市■■■■■									
③ 電話番号又はメールアドレス	■■■■■										
④ 年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤ 性別	男性 女性								
意見該当箇所	⑥ ご意見										
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)									
5章	59頁	<p><b>計画（変更原案）の記述</b></p> <p>5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>(4) 超過洪水対策</p> <p style="text-align: center;">表 5-8 高規格堤防に係る施行の場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 10%;">右岸</th> <th style="width: 40%;">施行の場所</th> <th style="width: 10%;">機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸川</td> <td></td> <td>東京都江戸川区北小岩一丁目</td> <td>13.2k 付近 超過洪水対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。</p> <p><b>計画（変更原案）に対する意見</b></p> <p><b>「東京都江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。」</b></p> <p>東京都江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防は、江戸川の治水対策として何の意味もなく、47億円の公費を浪費するだけの事業であり、且つ、終の棲家に住み続けることを願う住民を強権的な措置で追い出し、人権無視のもとで進められている事業であるので、直ちに中止されなければならない。</p> <p>このように無意味で有害な高規格堤防の事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p>以下、その理由を述べる。</p> <p>1 江戸川の高規格堤防計画の非現実性</p> <p>江戸川下流部の両岸で合わせて22kmの高規格堤防を整備することになっているが、整備済みはたった2km足らずであり、22kmを整備する見通しは全くない。</p> <p>第一に超高額の費用がかかるので、22kmを整備できるはずがない。</p> <p>江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防は堤防長120mで、土地区画整理の事業費を含めた総事業費は47億円であり、1メートルあたりの整備費用は約4000万円にもなっている。</p>		河川名	右岸	施行の場所	機能の概要	江戸川		東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k 付近 超過洪水対策
河川名	右岸	施行の場所	機能の概要								
江戸川		東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k 付近 超過洪水対策								



5章	59頁	<p>比例計算すれば、未整備区間を 20 km とすると、今後 8000 億円程度の費用がかかることになる。</p> <p>利根川・江戸川河川整備計画に基づく利根川・江戸川本川の今後 30 年間の河川整備費用は約 8,600 億円であると、関東地方整備局が説明している。この中には、江戸川の高規格堤防の整備費用は含まれていない。となると、今後 30 年間に利根川・江戸川本川の河川整備費用に匹敵する費用を江戸川下流部に注ぎ込まないと、上記の江戸川の高規格堤防整備は完結しないことになる。そんなことはだれが見ても不可能であり、高規格堤防の整備は実現性がゼロだと言っても過言ではない。</p> <p>第二に、高規格堤防の整備は土地区画整理や都市再開発と一体で行うものであるため、高規格堤防を前提とした土地区画整理・都市再開発について地元住民の同意を得ない限り進めることができない。国交省も土地区画整理・都市再開発のスケジュールに合わせて高規格堤防の整備を進めるので、高規格堤防の整備計画を示すことができないとしており、江戸川の 22 km の整備計画はいつになったら出来上がるのか、見通しが全くないものである。北小岩 1 丁目高規格堤防事業は江戸川区が直接施工を行うことにより着手できたものであり、公共事業を行う上で住民の理解を得ることができなかったという実に行政としての品格を欠く事業である。</p> <p>2 北小岩一丁目高規格堤防の「点」の整備は治水対策として全く無意味</p> <p>① 高規格堤防は一定の連続的な整備をしなければ国交省が言う治水効果も出てこないが、上述のとおり、連続的に整備できる見通しは皆無である。北小岩一丁目高規格堤防は「点」の整備にとどまる可能性がきわめて高く、江戸川の治水対策として何の意味も持たない。</p> <p>② 北小岩一丁目地区は周辺と比べて、もともと洪水時に浸水する可能性が非常に小さいところであるので、この地区を優先して、高規格堤防を整備する必要性も皆無である。</p> <p>③ 国交省は北小岩一丁目地区で高規格堤防を整備すれば、その用地を一時的な避難場所として活用できるとしているが、これはナンセンスな説明である。北小岩一丁目の高規格堤防の用地は住宅地になるところであり、災害時とはいえ、一般の人が個人の住宅地の中に入ることはできない。さらに、江戸川が氾濫するような洪水がもし発生した場合、江戸川の近くに住む人たちは洪水に吞まれないよう、江戸川から離れる方向で避難するはずである。わざわざ、江戸川に面する長さわずか 120m の北小岩一丁目高規格堤防の上に避難しようとする人がいるであろうか。江戸川区は 3000 人を収容すると言っているが、備品整備計画も未検討なままの無責任な説明である。一時的な避難場所として活用できるという国交省の話は机上の空論でしかない。</p> <p>3 地元住民に対する強権的な措置</p> <p>北小岩一丁目地区では高規格堤防と一体の土地区画整備事業を進めるため、江戸</p>
----	-----	---

5章	59頁	<p>川区は、2014年の夏以降、直接施行（家屋の強制破壊）またはそれに近い強権的な措置を推し進め、終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出した。そのことは新聞、テレビにも大きく報道され、地元住民に対する江戸川区の仕打ちに対して非難の声が殺到した。このように人権を無視して強権的に推進されてきている北小岩一丁目の高規格堤防整備は中止されなければならない。</p> <p>4 国交省は、鬼怒川堤防決壊の真の原因を踏まえ、流域住民の生命と財産を守るため、金食い虫の高規格堤防の整備を中止し、安価な堤防強化工法によってすみやかに堤防を強化する河川行政に転換すべきである。</p> <p>今年9月10日に起きた鬼怒川の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。ダム建設等の大規模河川事業の推進を優先し、すみやかに進むべき河川改修を後回しにする偏った河川行政がもたらした決壊であると言っても過言ではない。</p> <p>今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきであるが、堤防の嵩上げや拡幅という通常の河川改修を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかるから、何十年という歳月を要する。河川改修が終わるまでの間に今回のような決壊事故が再び起きないとは限らない。</p> <p>水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊であるから、堤防の決壊防止策に力を注ぐべきである。決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐ対策が急務なのである。</p> <p>洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントを混ぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法である。堤防1メートル当たりおよそ50～100万円の費用で堤防を強化できるとされている。</p> <p>前述のように国交省が江戸川等で整備しようとしている高規格堤防は堤防1メートル当たり4000万円程度の整備費用がかかるから、それと比べて格段に安い。</p> <p>ところが、国交省は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）は高規格堤防しかないとして、上述の安価な堤防強化工法の導入を拒否している。その理由は土堤原則、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、土以外の異物を堤防に入れてはならないというものである。しかし、堤防の応急強化策として、堤防の法尻に鋼矢板を打つことはよく行われていることであり、土堤原則は理由にならない理由である。</p> <p>安価な堤防強化工法を認めてしまうと、高規格堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国交省は土堤原則を持ち出していると考えざるを得ない。</p> <p>国交省は実現性がなく、金食い虫で、治水効果が期待できない高規格堤防の整備を中止し、流域住民の生命と財産を守るため、安価な堤防強化工法によってすみやかに堤防を強化する河川行政を推進すべきである。</p>
----	-----	--

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①氏名		■■■■■	
②住所		(都道府県名) 神奈川県	(市区町村名)
③電話番号又はメールアドレス		■■■■■	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		以下すべて示した頁に出てくる赤字、赤線部分についての意見である。	
11頁と関連するすべての頁		<p>【意見】新たに加わった事実と、立案された計画が不整合であり、被災住民への聞き取りを中心に、丁寧な住民参加プロセスを経た後に、立案しなおすべきである。</p> <p>【意見】住民の話を聞くことなく、このように突然、机上で計画案立案を行うことは、河川官僚が政策を見誤る原因であるだけでなく、住民感覚と乖離した税金の使い方の根源である。</p> <p>【意見】今回、「平成27年9月洪水」が書き加えられた。この洪水によって起きた被害はどのようなものだったのか。真の治水政策を意図した河川整備計画ならば、ハード面、ソフト面からの見直しが不可欠である。計画まで読み進めると、「平成27年9月洪水」の事実を踏まえたものとなっていない。</p> <p>【意見】、河川計画は「施設」整備のみにこだわるべきではない。</p>	
36頁44頁など		<p>【意見】「首都圏大規模水害対策大綱」「首都圏直下地震」などの言葉を書くよりも、「施設能力を上回る洪水」を含め、それが起きたときに何が起きるかを想定した流域ハザードマップを最低でも貼り付けるべきである。そして、そのリスク情報をもとに、どのリスクを回避するために、いつまでに、いくらの税金を投じて、何をする計画か、住民に分かりやすく表記すべきである。</p> <p>そうやって初めて、住民は、自分事として「計画」をとらえ、「税金の使い道」と自分とのつながりを見出し、参加意欲が芽生えるものである。</p>	
38頁など		<p>【意見】 参考資料の練り直しが必要である。河川に関する計画は、住民が十分に納得・理解できるものでなければならない。「RCP」「SRESA1Bシナリオ」など、一読して一般住民が分からない専門用語をちりばめることなく、平易な言葉にして提示すべきである。</p>	

[ / ]

	<p>【意見】この参考資料は、本文と参考資料のつながりが読めないから、削除しても困るものはない。削除したければ丁寧に説明せよ。</p>
44頁	<p>【意見】江戸川ゼロメートル地帯を地図で示せ。</p>
48頁	<p>【意見】茨城県区間がなぜ消されているのか、理由を書け。</p>
50頁	<p>【意見】千葉県区間がなぜ消されているのか、理由を書け。</p>
56頁 ～58 頁	<p>【意見】削除の理由を説明せよ。</p>
59頁	<p>【意見】高規格堤防 北小岩1丁目は、現在、すでに工事が進んでいる。計画に記載がなかったものが、先行して進められており、問題である。必要性が裁判で問われてもおり、計画から削除し、事業も中止すべきである。先述したように、この間起きた（記述された）洪水に対処するための計画変更とすべきである。同じ水系でありながら、小貝川・鬼怒川ではなく利根川・江戸川整備計画を優先して変更する意味はまったくない。合理性も正当性もない。</p>
61～ 62頁	<p>【意見】霞ヶ浦導水事業を、同じ利根川水系のなかで、鬼怒川の被害流域に優先して進める正当性、合理性、妥当性は皆無である。削除すべきである。また、霞ヶ浦導水事業そのものの必要性も「水余り」事情から中止すべきであり、鬼怒川の事案がなかったとしても削除すべである。</p>
77頁	<p>【意見】「浸水想定区域」の指定は、現在、進めている八ッ場ダム建設事業を含め、どの事業を進めるよりも先に行い、ハザードマップを策定して、直ちに公表を行い、それをもとに、住民の意見を募り、この計画案を出し直すべきである。</p>
78～ 79頁	<p>【意見】水防体制、特定緊急水防活動も、ハザードマップなしには具体化することは困難であり、地域の水防体制、特定緊急水防活動などは、この整備計画と同時に議論し、練られるべきものである。このままの河川整備計画作りのやり方では、自治体も住民を主体的に守るアクターとしての自覚がないままで、常総市で起きた災害は繰り返されるであろうからである。これらの赤字部分は、自治体や住民意見として自然に寄せられるほどに、リスク情報を徹底して、先出しすべきである。</p>
80頁	<p>【意見】河川の正常な維持機能は、人間によってコントロールできるものではない。</p> <p>【意見】「霞ヶ浦導水の運用」を削除し、霞ヶ浦の出入り口である水門を可能な限り、開門運用するよう、河川整備計画に位置づけるべきである。</p> <p>【意見】開門による霞ヶ浦の自然再生力、浄化力を高めるための「自然再生協議会」（仮称）の設置を記載すべきである。</p>





利根川沿川の津ノ宮地区では、スーパー堤防の擁壁の開き、ひび割れ、建物の地盤面沈下が起き、須賀地区では、舗装の亀裂、法面すべり、陥没などが起きています。さらに2004年には荒川スーパー堤防において、雨の影響により法面が崩落し、道路をふさぐ事態が生じました。この付近では、スーパー堤防周辺に水がたまり、生活被害の事実もありました。北小岩1丁目東部においても、スーパー堤防上で土地区画整理事業が施行される計画ですが、大地震発生が今後も予想され、昨今集中豪雨が頻発する中、喧伝される「壊れない堤防」として機能するかどうか。こうした事実の前に、その保障はない、と言わざるを得ず、超過洪水対策としての工法の見直しは必至です。このままでは、人命にかかわる大規模災害を引き起こしかねず、少なくとも、スーパー堤防上の居住については、住民の財産権、生活権の侵害につながる机上の空論であることを、施行者は肝に銘じるべきです。さもないと、災害は人災となると考えます。

③このたびの鬼怒川決壊から改めて学ぶことは、河川行政において極めて重要なことは、脆弱な堤防を抜本的に改善して、想定外の洪水にも備える堤防強化工法の開発と普及であると考えます。これまで国交省は「そのような工法としてはスーパー堤防以外持ちえない」としてきています。しかし、想定を上回る洪水対策が喫緊の課題である以上、完成までに何百年かかるか想定できず、莫大な費用の見当も付かないスーパー堤防に依存しては、いつ起きてもおかしくない自然災害から国民・国土の安全が守れないことは自明です。現状、利根川・江戸川は、洪水時、浸透によるすべり破壊、パイピング破壊の危険性がある堤防は6割以上に及ぶことが、本年6月9日の国土交通委員会でも明らかになりました。(答弁「30年間の整備計画における利根川・江戸川の堤防整備達成率は36%」)この間、土堤原則を掲げる国交省は、土の堤防に異物を入れることになるとの理由で他の工法を認めてきていません。しかし、TRD工法は、大河津分水の洗堰新築工事(新潟県燕市)で、ハイブリッド堤防(鋼矢板)は、仁ノ海岸堤防改良工事(高知県高知市)で、直轄工事に導入しています。人口・資産の集中する首都圏・大阪圏は特別な工法であるスーパー堤防で守る、という考えを改め、上記事例のように、短期間で完成する有効策への転換が必要です。鬼怒川決壊現場での新たな堤防建設には、越水・浸透対策として、遮水シートやコンクリートブロック、鋼矢板を使い、排水設備も設けることが公表されました。このように、事実上図られている土堤原則からの転換は、とりもなおさず、そうすることがより有効との判断がなされているからであり、この先スーパー堤防にこだわって守るべき生命・財産・人権も守られないと考えます。

なお、地方だけでなく東京においても、すでに荒川スーパー堤防内(小松川)では、コンクリート製ボックスカルバートを通過させるなど、土ではない素材での構造がとられ、今後江戸川沿川(篠崎)でも採用される計画となっています。土堤原則と言いながら、そうではない状況を生んでいる事例ですが、こうした手法では、そもそも基本断面が確保されないという欠陥が生じていることを指摘します。住宅が密集し、道路が多い大都市の現状に照らせば、そもそも30Hを確保する、住民に2度の移転を強いるなどという前提そのものに無理があり、そのため多くの問題を生み、進まない事業になっていると思料します。また、局所的な整備では、②で述べた荒川の事例のとおり、かえってその直近の地域に危険個所を生み出すことにもなります。こうした事実からもスーパー堤防事業は

	<p>決して安全とは言えない工法であることを指摘します。</p> <p>④利根川・江戸川河川整備計画は、おおむね 30 年のスパンとされ、策定当初の予算規模は 8600 億円でしたが、その予算の中には「スーパー堤防事業」は含まれていませんでした。今回の欄外にも明記されているとおり、河川整備の計画でありながら、まちづくり事業の意向が優先されることから、事業の目途が立たないためです。「整備計画」に「計画」が立てられない事業を盛り込むなど、あまりにも無責任です。整備には予算が伴い、それは限りあるものです。それだけでなく、高額な事業費を要する本事業を、一部自治体等の意向があれば行い、なければ行わない、などという設定そのものが杜撰であり、それはもはや「河川整備事業」とは言えません。治水とは関係ないところで、突然持ち上がる本事業のため、すでに盛り込まれた、本来優先されるべき河川整備がなされないとしたら、そのほうが国民・国土にとって不幸なことです。</p> <p>以上</p>
--	---

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 文京区
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		30代	⑤性別 男性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	59頁	<p>超過洪水対策として、高規格化堤防を位置づけているが、削除を求める。</p> <p>まず必要性が認められない。国の資料によると、同地区は200年に1度の洪水が来ても浸水被害が生じないという。今回、破堤被害が生じた鬼怒川の流下能力が1/10程度という見解は、過去何十年も洪水被害が生じていないことから、確率論的にありえない評価であるが、それはともかく、利根川全体で見れば、水害被害にしやすい地域はたくさんある。そうした地域の整備をさしおいて、1/200洪水でも被害の生じない地区に、超過洪水対策をするというのは、治水計画として完全に間違っている。事業の必要性は認められない。</p> <p>高規格堤防に限らず、堤防は一定の連続的な整備をしてはじめて意味を持つ。しかし、高規格堤防の場合には、その用法から言って莫大な費用がかかり、現実性がない。例えば、本原案で位置づけられている江戸川区北小岩1丁目の高規格堤防の場合、わずか120mほどの「点の整備」に47億円もの費用がかかっている。そうであれば、1kmの整備には4,000～5,000億円もの費用がかかる計算になり、とても計画予定の22kmの整備は不可能である。なぜなら、利根川・江戸川河川整備計画に基づく利根川・江戸川本川の今後30年間の河川整備費用は約8,600億円（ここには、高規格堤防費用を含まない）であると関東地方整備局が説明しているが、利根川・江戸川の治水計画全体で約8,600億円の予算しかない中で、1km4,000億円の堤防を20km超も造れるはずがないからである。</p> <p>この点は土木学会報告書（「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」2008.10.27）にも、「大幅な用地確保の必要が生じるため、大河川の堤防強化の手法としては社会的あるいは経済的観点からも現実的な越水対策とはなり得ない」（11頁）とある通りであって、計画の非現実性は明らかである。</p> <p>しかし、そうした非現実的な計画でありながら、もたらされる不利益・人権侵害の程度は甚だしい。北小岩1丁目地区では高規格堤防と一体の土地区画整備事業を進めるため、江戸川区は、2014年の夏以降、直接施行（家屋の強制破壊）またはそれに近い強権的な措置を推し進めてきた。終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出すにあたり、「強制収用」であれば取られるはずの、告知聴聞の機会もなく、適正手続（憲法31条）に反する措置が平然と行われた。まるで、現代の赤紙かと思間違ふほどの、不法な行為が続いた。</p>	

5章	61～62 頁	<p>以上のように、高規格堤防は、①そもそも事業の必要性が乏しく、②財源的に現実可能性がない計画で、③しかしながら、それがもたらす人権侵害の程度は甚大である。速やかに、計画から削除し、本当に必要な水害対策に有限な予算を使うことを望む。</p> <p>5章で霞ヶ浦導水事業を「事業中」に位置づけているが、同計画は中止すべきである。この20年、各地で水需要の減少傾向は明らかであって、高度成長期のように、新規水源開発が重要な時代ではない。節水危機の普及などによって、水需要の低減は時代の趨勢ともいえる、構造的なものである。これに今度の人口減少、高度成長期に建設したインフラの更新などに踏まえれば、不要不急の事業に多大な投資をしている場合ではない。</p> <p>同事業は、H24年に会計検査院にも「無駄な事業」として指摘された事業であって、中止が望ましい。</p>
----	------------	--



--	--	--

5章	61～62 頁	<p>3 霞ヶ浦の水を那珂川と利根川に導水することによる水質の悪化。</p> <p>霞ヶ浦は有機物質の汚濁度を示すCODが那珂川のCODの4～5倍もある。このように汚濁度の高い霞ヶ浦の水を清流の那珂川に濁水時に導水すれば、那珂川の魚介類に多大な影響を与えることは確実である。</p> <p>霞ヶ浦から那珂川への最大導水量は毎秒11m<sup>3</sup>もある。濁水時の那珂川の流量は毎秒20m<sup>3</sup>またはそれ以下であるから、導水量はかなりの割合を占め、那珂川の水質環境が大きく変わることになる。</p> <p>そして、霞ヶ浦からの導水が那珂川の水とすぐに混ざるとは限らない。水温が相対的に高い霞ヶ浦からの導水は密度差で表層部を流れるから、那珂川の魚介類は有機物質の汚濁度が4～5倍もある水に遭遇することになり、確実に大きなダメージを受ける。</p> <p>霞ヶ浦導水事業のうち、霞ヶ浦と利根川を結ぶ利根導水路が1994年3月に完成して20年経つにもかかわらず、ほとんど使われずに開かずの水路になっているのは、霞ヶ浦の水を利根川に導水すれば、1995年9月の試験通水で起きたシジミの大量死が再び起きることが懸念されているからである。</p> <p>利根川のCODに対して霞ヶ浦のCODは2～3倍ある。霞ヶ浦からの導水による水質悪化によって、利根川でシジミの大量死が起きたのであって、それを繰り返してはならない。</p> <p>そして、利根川よりきれいな那珂川に霞ヶ浦の水を導水すれば、利根川以上に深刻な事態になることが予想される。</p> <p>4 導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構</p> <p>霞ヶ浦の汚濁の機構を踏まえれば、利根川と那珂川から霞ヶ浦に導水しても、霞ヶ浦の水質は改善されない。霞ヶ浦は有機汚濁物質による汚濁がひどく進行しているが、その主因は外からの有機汚濁物質の流入による一次汚濁ではなく、富栄養化で植物性プランクトン（浮遊性藻類）が異常増殖することによる二次汚濁である。</p> <p>富栄養化の栄養塩類である窒素とりんの濃度は環境基準の3～4倍もあるから、その濃度を大幅に下げない限り、霞ヶ浦の汚濁状況は改善されない。</p> <p>利根川と那珂川から導水しても、窒素とりんの濃度の低下にほとんど寄与しないので、霞ヶ浦の水質が改善されるはずがなく、導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構である。</p> <p>国交省の計算でも、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦のCODの低下はわずか平均で0.8mg/Lに過ぎない。霞ヶ浦のCODは6～10mg/Lの間を変動しており、国交省の計算による改善効果は水質変動の範囲内にとどまっているから、霞ヶ浦の水質が改善されることはない。</p> <p>5 時代錯誤の水源開発</p> <p>霞ヶ浦導水事業は毎秒9.026m<sup>3</sup>の水源を開発して、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県の水道、工業用水道に供給することになっている。しかし、いずれの利水予定者も水需要は増加傾向がなくなり、多くは減少傾向が続いており、新規の水源開発は今や無用のものになっている。</p>
----	------------	--

5 章	61~62 頁	<p>5-1 利根川流域</p> <p>利根川流域6都県の水道の一日最大給水量の動向を見ると、1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万<math>\text{m}^3</math>/日も減少した。この減少傾向は一人あたりの水量が減ってきたことによるものである。</p> <p>利根川流域6都県は節水型機器の普及などによって今後も一人あたりの給水量が減っていき、一方で人口も近い将来は減少傾向になるので、過去20年間続いてきた一日最大給水量の減少傾向は今後も続き、人口の減少によってその傾向に拍車がかかることは確実である。</p> <p>利根川流域では水道用水だけではなく、工業用水も減り続けている。1991年以降の減少量を見ると、約80万<math>\text{m}^3</math>/日も減っている。水道用水の減少量も合わせた減少量は約280万<math>\text{m}^3</math>/日にもなる。</p> <p>このように利根川流域では、水道用水も工業用水も減り続けてきており、水需要が増えるから水源開発が必要だという話は遠い昔のことになっており、霞ヶ浦導水事業による新規水源の開発は今や無用のものになっている。</p> <p>5-2 那珂川流域</p> <p>那珂川から取水している茨城県の県中央広域水道と那珂川系・県営工業用水道も水需要の増加がストップしている。ただし、既得水源がもともと少ないので、合わせて約0.4<math>\text{m}^3</math>/秒の水源が不足し、それを霞ヶ浦導水事業の暫定水利権に依存している。しかし、この不足水量は那珂川の流況からすれば、微々たるものである。その取水を認めても何の問題もない。</p> <p>那珂川の渇水は2001年まで数年に一度の頻度で起きることがあったが、いずれも5月連休の短い期間に限られており、田植え時の一斉取水で引き起こされたものである。最近の減反で起きにくくなっている。さらに、県営の水道・工業用水道の取水地点の上流では使用後の農業用水の還流によって流量が十分に回復しており、那珂川は水利用の面で余裕のある河川である。</p> <p>したがって、那珂川において県中央広域水道と県中央広域工業用水道が必要としているわずかな不足水源の取水を認めることに何の支障もなく、那珂川においても霞ヶ浦導水事業による新規水源開発は不要である。</p> <p>6 まとめ</p> <p>以上のとおり、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦の浄化は虚構であり、また、新規の水源開発は水需要が縮小していく時代において必要性を喪失している。</p> <p>そして、霞ヶ浦導水は那珂川、利根川の水質を悪化させ、生態系にも多大な影響を及ぼし、漁業に対して大きなダメージを与えるものになる。</p> <p>百害あって一利なしの霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置づけてはならない。</p>
-----	------------	---

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 日野市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		40代	⑤性別 男性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
全般		<p><b>【意見1】</b></p> <p>今回の整備計画の変更は、かなり重要な論点をいくつも含むものです。このような重要な変更が「整備計画」に、なし崩し的に付加されていくことは、河川法第16条の理念を損ないます。河川法にある住民参加のプロセスを取り入れ、公聴会などを開いて住民の意見を聞くべきです。また有識者会議もあわせて開くべきです。</p> <p>2013年の利根川・江戸川有識者会議の折、[REDACTED]委員と私は、鬼怒川・小貝川のような支川も含めて利根川水系全体で調整しながら同時に策定すべきであるにも関わらず、なぜ利根川・江戸川の本川ばかり優先して、支川を後回しにするのかと重ねて質問書を出した。結局、国交省関東地整からは何ら回答のないまま、2013年3月に有識者会議を打ち切られてしまいました。今回、鬼怒川においてこれだけ大きな災害を経験したのですから、その点をしっかり反省し、鬼怒川・小貝川の河川整備計画に全力を傾けるべきでしょう。であるにも拘わらず、利根川本川の河川整備計画の変更案が出てきて、しかもその内容が全く不要な霞ヶ浦導水とは、国民感情として理解不能です。</p>	
5章	61~62頁	<p><b>【意見2】 「(2) 霞ヶ浦導水」の記述を全文削除することを要望します。</b></p> <p>霞ヶ浦導水の名目は首都圏での工業用水や水道水の確保となっていますが、首都圏の水需要は年々減少して水余りになっており、不要な利水事業であることは言うまでもありません。水余りにより過剰になった設備をダウンサイジングしていくことが今後大きな課題となるというのに、この期に及んで不要な利水施設を追加建設するなど言語道断であると言わざるを得ません。一般の納税者には到底、納得できる話ではありません。</p> <p>利根川水系にとって喫緊の課題は他にあります。本年度の鬼怒川水害によって、計画高水以下の洪水によっても破堤してしまうような脆弱な堤防が利根川水系にあまた存在することが明らかになりました。導水路以前に、まずはこうした堤防の強化こそが最優先で行われなければなりません。この課題に直面しているにも関わらず、霞ヶ浦導水事業のような不要な事業に何百億円もの血税を投入していくこと</p>	

[ / ]



5章	79頁 6～9 行目	<p>は、社会通念に照らして許されません。不要な新規利水事業は当面凍結した上で、脆弱な堤防の強化のためにその予算を転用するようお願いいたします。</p> <p><b>【意見3】住民参加とボトムアップ形式でのリスク情報の収集を</b></p> <p>5章(8)「地域防災力の向上」の中に、新しく10) 災害リスクの評価、災害リスク情報の共有、11) 円滑な避難のための対策、12) 災害リスクを考慮した減災対策の推進、の三項目が入りました。この三項目の追加については基本的に評価したいと存じます。</p> <p>ただ、10)の「災害リスクの評価と共有」に関して、国が災害リスクを想定し、浸水想定を地域住民と共有するとあります。これのみですと、お上が最大想定浸水図を作成し、住民に一方的に知らせるといった従来型のトップダウン行政の延長になりかねません。「災害リスク情報の共有」とは、行政と住民とが双方向でリスク情報を交換し、対話を重ねながらリスクに備える心構え共につくっていくことだと思います。</p> <p>今回の鬼怒川水害においても、自然砂丘が削られたことに対する災害リスクを、地元住民がいちばん心配し、常総市議会を通して築堤を要望していたと聞きます。しかし本格的な築堤の要望は放置されていたと、溢水被害を受けた地元の住民の方々から聞きました。</p> <p>身近にある災害リスクについては、行政よりも住民の方が敏感に感じとる場合があります。トップダウンの情報提供のみならず、ボトムアップによるリスク情報の収集も盛り込んでいただきたく存じます。</p> <p>そこで、79頁の6行目から9行目を以下のように修正するよう要望させていただきます。</p> <p><b>【原文】</b>このため、単一の規模の洪水だけでなく想定し得る最大規模までの様々な規模の洪水等の浸水想定を作成し、提示するとともに、床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスクの有無など災害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等と災害リスク情報の共有を図る。</p> <p><b>【修正案(下線部)】</b>このため、単一の規模の洪水だけでなく想定し得る最大規模までの様々な規模の洪水等の浸水想定を作成し、提示するとともに、<u>住民からも災害リスク情報を収集し、床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスクの有無など災害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等と双方向で災害リスク情報の共有</u>を図る。</p>
----	------------------	---

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①氏名		■■■■■	
②住所		(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 小平市
③電話番号又はメールアドレス		■■■■■	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・ <input checked="" type="checkbox"/> 50代・60歳以上	⑤性別 男性・ <input checked="" type="checkbox"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5	59	<p>東京都江戸川区北小岩一丁目の高規格堤防を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けることは、膨大な税金の無駄であり、理由なき人権蹂躪を引き起こしているのでは、許されない。</p> <p>スーパー堤防事業は一度廃止と決まったはずなのに、復活しているのは官僚の面従腹背、謀略というほかない。計画では江戸川下流部に22キロのスーパー堤防を整備することになっているが、江戸川区北小岩一丁目の120mだけで、土地区画整理を含めた総事業費が47億円、1メートルあたり約4000万円にもなる。今後8000億円もの費用がかかる計算になり、全く非現実的だ。利根川・江戸川河川整備計画に基づく利根川・江戸川本川の今後30年間の河川整備費用は約8,600億円であると、関東地方整備局が説明しているが、驚いたことに、この中には、江戸川の高規格堤防の整備費用は含まれていないのである。ごまかしも甚だしい。</p> <p>しかも連続的な堤防ができなければ無意味なはずなのに、最近建設されたマンションでは、事業者が同意しなかったのもそこだけスーパー堤防が造られないなど、国交省が真面目に取り組んでいるとも思えない。大企業には甘く、一般庶民には強制立ち退きを迫るなど、土建業界の利益優先で人権蹂躪がまかり通っている。</p> <p>特に北小岩一丁目あたりは浸水の可能性がほとんどないのだから、住み慣れた土地を離れたくない住民が納得するわけがない。この間の鬼怒川洪水のように、早く整備を進めなければ住民の生命・財産を危険にさらしてしまう堤防は、利根川流域にまだ多くあるはずだ。国土交通省職員の皆さんは、限られた予算を何に使うべきか、もう一度真剣に考えてほしい。いつまでも省の方針だから、その方が天下りに有利だからと無駄な大規模公共事業を推し進め、弱者を踏みにじる官僚であっていいのか？</p>	
5	61、 62	<p>環境を破壊し、ムダにムダを重ねる霞ヶ浦導水事業を利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置付けることはナンセンスだ。</p> <p>霞ヶ浦導水事業の使われていない機場や未完成のトンネルを見学したことがある。まさに無用の神殿、巨大な税金の墓場であった。</p> <p>霞ヶ浦と利根川を結ぶ利根導水路は、試験通水で利根川のシジミに大損害を与えたので、20年間ほとんど使われていない。その愚を、また新たな導水路でおかそう</p>	

	<p>というのか？ 霞ヶ浦は有機物質の汚濁度を示すCODが那珂川のCODの4～5倍もあるのだから、霞ヶ浦の水を清流の那珂川に濁水時に導水すれば、那珂川の魚介類に甚大な悪影響を与えることは明らかだ。那珂川は鮎をはじめとする豊かな漁場であり、そのかけがえのない生態系をムダな事業のために犠牲にすることの重大さを真剣に考えたことがあるのか？</p> <p>一方で那珂川や利根川からの導水によっても、霞ヶ浦を浄化することができないことは、専門家によって明らかにされており、節水機器の普及や人口減少によって水余りが進行している現状で今さら水源開発をする必要性がないことは誰の目にも明らかである。このようなムダで有害な事業を死守する理由は何なのか？ 将来世代に取り返しのつかない環境破壊と財政破綻をもたらすことを、国交省はなぜ恐れないのか？</p>
--	--

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

①□	氏名	■■■■■	
②住所	(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 取手市	
③電話番号又はメールアドレス	■■■■■ ■■■■■		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	61～62	<p><b>■霞ヶ浦導水事業は中止すべきだ。</b></p> <p><b>利水：</b>最大の受益？県である茨城県は都市用水が日量 160 万トン余っている(茨城県水土地計画課)。導水による 45 万トンは無駄に無駄を重ねるものだ。東京都など他都県も同様であり、何より霞ヶ浦開発による供給は利根川連絡路が閉鎖されたままでも全く問題になっていない。</p> <p><b>流水の正常維持：</b>これは本来利根川と那珂川の利水を安定するためのものとしていたはずだ。意味のない利水を行わなければ当然意味がなくなる。</p> <p><b>霞ヶ浦の浄化：</b>現時点で霞ヶ浦の COD は 6～10 の間にある。導水による効果は 0.8 に過ぎない。誤差の内ともいえないものをやるべきではない。</p> <p><b>漁業被害：</b>那珂川に霞ヶ浦の水を引き込めば水質悪化は火を見るよりも明らかだ。利根川連絡路は利根川の漁業被害によって開かずの水門になっているのではないか。また、那珂川の取水口は鮎の仔魚を吸いこむことは必定だ。やってみなければ分からぬという態度は漁業を生業とする漁民を不当に蔑すさむものだ。</p> <p><b>霞ヶ浦の環境：</b>霞ヶ浦の浄化と重なるが、水質の悪化をはじめとする環境の悪化は霞ヶ浦の水質悪化によるものだ。原因が明らかであるならば元に戻すのが賢いやりかただ。常陸川水門を出来るだけ開き、閉鎖後の現実を見合いながら撤去までもって行くべきだろう。</p> <p>霞ヶ浦の水質悪化は将来人口が増え続ける。都市用水が増え続けることを前提に行われた。今後人口は減少し続け。水道水の需要は人口減少をまたず減っている。工業用水、農業用水は霞ヶ浦開発完成以来開発水量の 50% も使っていない。50 年後には 1960 年代の人口に、100 年後には 1930 年レベルまで減少する。国が考えるべきは、自然と人間の関わりを一から考え直すことだ。</p> <p>霞ヶ浦をはじめ利根川流域全体をラムサール条約の締結、世界自然遺産登録を目指すべきだ。日本は付加価値の高い工業製品、IT 産業、美しい自然による観光産業、伝統工芸などで立ってゆくことを根本に据えるべきだ。国交省は力技を捨て全く発想を変えなければこの国は滅びる。</p>	

[ / ]



1. [REDACTED]
2. 東京都 文京区 [REDACTED]
3. email: [REDACTED]
4. 40歳
5. 女性
6. P61 霞ヶ浦 導水について

霞ヶ浦 導水を河川整備計画に入れてはならない。

巨大な導水管を使い、遠く離れた河川の水を行ったり来たりさせることは、川の生物たちには大きな影響が出ることが想定される。自然環境の保全や再生をも目的とする利根川、江戸川河川整備計画の立場とは逆行するものであり、入れることはできない。入れてはならないもののはずである。

那珂川では、魚が吸い込まれてしまい、漁業に影響が出るといわれている。那珂川 5 漁協が導水事業反対の裁判をおこなった。住民や、関係団体と連携をとり行なうべき河川行政が、行なわれていない。独善的な計画である。これも、利根川・江戸川河川整備計画の立場とは逆行している。

巨費を投入し、生態系、自然環境に反する行為をしてまで行なうべき事業ではない。浄化が必要とする"汚れた"霞ヶ浦の水を、水道用水や工業用水に利用しなくてはならない程、利水で困っている様子も見あたらない。不用な事業は断捨離し、時間とお金(税金)は、真に未来に残すべきものにかける必要がある。国交省のみなさんの能力も、もっともな計画に使うべきである。